

議員提出第二号議案

子ども手当財源の地方負担に反対する意見書

平成二十二年度予算案に、中学卒業まで一人当たり月一万三千円の「子ども手当」の支給が盛り込まれたところである。給付総額は二兆二千五百五十四億円となっている。そして、平成二十三年以降は子ども一人当たり二万六千円の支給となるため、さらなる財源の確保が必要である。

また、二十二年度は子ども手当の一部として児童手当を支給する仕組みであるため、地方・事業主負担も求められることとなり、このため、一部の自治体は給付事業のボイコットを表明し、地方六団体からは「子ども手当の地方負担に反対する緊急声明」が出されるなど、実際に支給できるか懸念されるところである。また、各知事へのアンケート調査でも子ども手当の全額国庫負担を求める声が大勢を占めているのが現状である。

よって、国会及び政府におかれては、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

- 一 平成二十三年以降の子ども手当は、国の責任として実施すべきであり、全額国庫負担とするとともに、平成二十二年度予算については、地方の事務負担や費用負担について十分配慮すること。
 - 二 子ども手当によって目指す国の中期のビジョンと平成二十三年以降の子ども手当を実施する上での財源確保の展望を示すこと。その際、納税者の理解を十分に得られる内容とすること。
 - 三 子ども手当のような現金給付だけでなく、子育てをしやすい環境整備にも配慮した対策を講じること。
 - 四 平成二十三年度の子ども手当の制度設計については、国と地方の役割分担の在り方を明確にすること。また、国と地方の十分な意見交換の場を設けること。
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年三月二十五日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長 横路孝弘殿
参議院議長 江田五月殿
内閣総理大臣 鳩山由紀夫殿
総務大臣 原口一博殿
財務大臣 菅直人殿
厚生労働大臣 長妻昭殿